

## 職工諸君に忠告す

去月二十六日會社から解雇手當規則の發表がありました處諸君から之に對し要求書の提出がありました。が會社では斷然其要求を容るゝことが出来ぬとの回答を與へました結果遂に怠業状態に陥り己むを得ず休業するに至りましたのは誠に遺憾に思ひます

抑も解雇手當規則の制定は會社としては誠に重大な責任を持つことに  
なりますから十分自信のないことが出来ぬのは申す迄もなく尙他會社  
の振合なども参照し慎重審議の上發表したのであります。から會社では  
之を絶対に變更することが出来ぬというて居ります。若し諸君が不服さ  
へ唱へて居れば會社は要求を容れて呉れるだらうと思つて居るものご  
すれば之は非常な思違ひであります。今春諸君の嘆願事項中時間給を増  
加して呉れとか解雇及退職手當規則を發表して呉れとか共濟會評議員  
を職工側からも選出して呉れとかいふが如きは或程度までは相談づ  
くて定まる事柄ばかりでありましたから互協議の上解決されたので  
あります。が今回の解雇手當の如きは全然問題の性質が異り彼是相談づ  
くて決定するものではありません。若し之が協議で定め得るものならば  
今春諸君との間に相談あるべきものであります。たらうが之は左様な性  
質のものでありませぬから會社としては其責任を果し得る限度に於て  
世間の例をも參酌し決定されたのであります。従て會社は如何様な事が  
あつても決してあの規則を變更することが出来ぬというて居ります。か  
ら諸君に於ても問題の性質につき篤く考へられたいのであります。序に  
附言しておきます。が諸君は會社に退職手當の制定を願つておいた處解  
雇手當の發表を見たさういうて居る様であります。が會社は退職手當と解  
雇手當と兩方を發表したのであつて何も不都合なところなく全く問題ご  
ならぬのであります。